

7 年金局

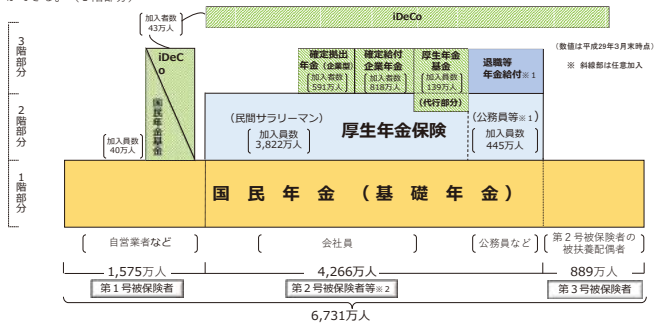
我が国の公的年金制度は、現役世代の負担によって高齢者を支える「世代間扶養」(社会的扶養)の仕組みを基本としており、高齢期の生活のかなりの部分を経済的に支えるものとして、極めて重要な役割を果たしています。

数理職員は、そのような年金制度の1階及び2階部分(国民年金と厚生年金)について、保険料収入と年金給付支出を中心とした収支見通しを定期的に作成することで財政状況の確認を行い、その結果に基づいて制度の企画・立案を行っています。

また、上乘せ給付である3階部分に相当する企業年金制度についても、法令に基づいて個別の基金の指導・監督を行うと共に、経済情勢や他国の状況、世間のニーズ等を考慮しながら、企業年金制度がよりよいものとなるように制度改正の議論等も行っています。

年金制度の仕組み

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乘せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教員も厚生年金に加入。また、厚生年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの特例給付に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

数理課 一 公的年金の財政検証

「年金は将来どれくらい払われるの?」国民の皆様からのそんな疑問にお答えするのが、「**財政検証**」です。5年に1度行われ、公的年金のおおむね100年間の収支見通しを作成します。財政検証の結果は制度改正の議論を行う上で非常に重要な資料です。そして、その財政検証を作成するのは、我々**数理職員**の仕事です。

1 財政検証とは?

財政検証は年金財政が今後どうなるかをいくつかの前提においてシミュレーションする作業です。そのために以下のものを作成または設定します。

- シミュレーションの初期値にあたる**基礎数**(例えば、「基準年の年金の受給者の人数」)
数理職員が実績データなどから作成しています。
- 基礎数がどのように推移するかを決める**基礎率**(例えば、「脱退力」や「死亡率」)
専門家の方々に委員会の場で議論していただいて設定しています。
- **社会・経済状況に関する前提**(例えば、「経済前提」や「日本の将来推計人口」)

これらを適切に理解し、作成するためには、数理的な知識にとどまらず、経済学やプログラミングなどの幅広い知識が

求められます(もちろん、入省してから身につければ大丈夫です。)

直近の財政検証は平成26年に行い、結果の一例が、左下の表です。平成26(2014)年からおおむね100年後の平成122(2110)年までの、厚生年金の収支の見通しを示しています。

現在は平成31年までに実施される次期財政検証に向けて、基礎データの整備や経済前程の検討などを行っています。

2 年金の意義ってなんだろうか?

ところで、「公的年金は何のためにあるのか?」考えたことはありますか?年金の意義は大きく言って以下の3点あります。

老後に備えて貯蓄をしても…	公的年金なら…
人は、何歳まで生きるかは予測できない。(どれだけ貯蓄をすればいいのかわからない)	終身で(亡くなるまで)年金を受給できる
50年後の物価や資金の変動は予測できない。(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)	実質的な価値を保障された年金を受給できる
いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に配偶者を亡くす(=所得を失う)かわからない。	障害年金や遺族年金を受給できる

例えば、「年金は払わずに、個人で貯蓄しておけばいい」という人もいます。しかし、人は何歳まで生きるかわからないので、どれだけ貯蓄をすればいいのかわかりません。一方、公的年金であれば、年金を終身で受け取ることができ、

厚生年金の財政見通し (平成26年財政検証)

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースA(変動なし)

年度	被用者数(万人)	加入者数(万人)	保険料収入(億円)				年金給付(億円)				収支差(億円)	収支差率(%)
			国民年金	厚生年金	共済年金	特別徴収	国民年金	厚生年金	共済年金	特別給付		
平成26年	17,474	12,257	1,414	1,020	1,492	1,832	1,832	1,414	1,414	-220	-12.5	
平成30年	17,839	12,612	1,434	1,034	1,509	1,862	1,862	1,434	1,434	-228	-12.8	
平成34年	18,183	12,957	1,454	1,048	1,526	1,932	1,932	1,454	1,454	-304	-16.8	
平成38年	18,518	13,302	1,474	1,062	1,543	2,002	2,002	1,474	1,474	-400	-21.6	
平成42年	18,843	13,647	1,494	1,076	1,560	2,072	2,072	1,494	1,494	-500	-26.6	
平成46年	19,168	13,992	1,514	1,090	1,577	2,142	2,142	1,514	1,514	-600	-31.6	
平成50年	19,493	14,337	1,534	1,104	1,594	2,212	2,212	1,534	1,534	-700	-36.6	
平成54年	19,818	14,682	1,554	1,118	1,611	2,282	2,282	1,554	1,554	-800	-41.6	
平成58年	20,143	15,027	1,574	1,132	1,628	2,352	2,352	1,574	1,574	-900	-46.6	
平成62年	20,468	15,372	1,594	1,146	1,645	2,422	2,422	1,594	1,594	-1,000	-51.6	
平成66年	20,793	15,717	1,614	1,160	1,662	2,492	2,492	1,614	1,614	-1,100	-56.6	
平成70年	21,118	16,062	1,634	1,174	1,679	2,562	2,562	1,634	1,634	-1,200	-61.6	
平成74年	21,443	16,407	1,654	1,188	1,696	2,632	2,632	1,654	1,654	-1,300	-66.6	
平成78年	21,768	16,752	1,674	1,202	1,713	2,702	2,702	1,674	1,674	-1,400	-71.6	
平成82年	22,093	17,097	1,694	1,216	1,730	2,772	2,772	1,694	1,694	-1,500	-76.6	
平成86年	22,418	17,442	1,714	1,230	1,747	2,842	2,842	1,714	1,714	-1,600	-81.6	
平成90年	22,743	17,787	1,734	1,244	1,764	2,912	2,912	1,734	1,734	-1,700	-86.6	
平成94年	23,068	18,132	1,754	1,258	1,781	2,982	2,982	1,754	1,754	-1,800	-91.6	
平成98年	23,393	18,477	1,774	1,272	1,798	3,052	3,052	1,774	1,774	-1,900	-96.6	
平成102年	23,718	18,822	1,794	1,286	1,815	3,122	3,122	1,794	1,794	-2,000	-101.6	
平成106年	24,043	19,167	1,814	1,300	1,832	3,192	3,192	1,814	1,814	-2,100	-106.6	
平成110年	24,368	19,512	1,834	1,314	1,849	3,262	3,262	1,834	1,834	-2,200	-111.6	
平成114年	24,693	19,857	1,854	1,328	1,866	3,332	3,332	1,854	1,854	-2,300	-116.6	
平成118年	25,018	20,202	1,874	1,342	1,883	3,402	3,402	1,874	1,874	-2,400	-121.6	
平成122年	25,343	20,547	1,894	1,356	1,900	3,472	3,472	1,894	1,894	-2,500	-126.6	
平成126年	25,668	20,892	1,914	1,370	1,917	3,542	3,542	1,914	1,914	-2,600	-131.6	
平成130年	25,993	21,237	1,934	1,384	1,934	3,612	3,612	1,934	1,934	-2,700	-136.6	
平成134年	26,318	21,582	1,954	1,398	1,951	3,682	3,682	1,954	1,954	-2,800	-141.6	
平成138年	26,643	21,927	1,974	1,412	1,968	3,752	3,752	1,974	1,974	-2,900	-146.6	
平成142年	26,968	22,272	1,994	1,426	1,985	3,822	3,822	1,994	1,994	-3,000	-151.6	
平成146年	27,293	22,617	2,014	1,440	2,002	3,892	3,892	2,014	2,014	-3,100	-156.6	
平成150年	27,618	22,962	2,034	1,454	2,019	3,962	3,962	2,034	2,034	-3,200	-161.6	
平成154年	27,943	23,307	2,054	1,468	2,036	4,032	4,032	2,054	2,054	-3,300	-166.6	
平成158年	28,268	23,652	2,074	1,482	2,053	4,102	4,102	2,074	2,074	-3,400	-171.6	
平成162年	28,593	24,000	2,094	1,496	2,070	4,172	4,172	2,094	2,094	-3,500	-176.6	
平成166年	28,918	24,345	2,114	1,510	2,087	4,242	4,242	2,114	2,114	-3,600	-181.6	
平成170年	29,243	24,690	2,134	1,524	2,104	4,312	4,312	2,134	2,134	-3,700	-186.6	
平成174年	29,568	25,035	2,154	1,538	2,121	4,382	4,382	2,154	2,154	-3,800	-191.6	
平成178年	29,893	25,380	2,174	1,552	2,138	4,452	4,452	2,174	2,174	-3,900	-196.6	
平成182年	30,218	25,725	2,194	1,566	2,155	4,522	4,522	2,194	2,194	-4,000	-201.6	
平成186年	30,543	26,070	2,214	1,580	2,172	4,592	4,592	2,214	2,214	-4,100	-206.6	
平成190年	30,868	26,415	2,234	1,594	2,189	4,662	4,662	2,234	2,234	-4,200	-211.6	
平成194年	31,193	26,760	2,254	1,608	2,206	4,732	4,732	2,254	2,254	-4,300	-216.6	
平成198年	31,518	27,105	2,274	1,622	2,223	4,802	4,802	2,274	2,274	-4,400	-221.6	
平成202年	31,843	27,450	2,294	1,636	2,240	4,872	4,872	2,294	2,294	-4,500	-226.6	
平成206年	32,168	27,795	2,314	1,650	2,257	4,942	4,942	2,314	2,314	-4,600	-231.6	
平成210年	32,493	28,140	2,334	1,664	2,274	5,012	5,012	2,334	2,334	-4,700	-236.6	

どれだけ長生きしても年金はずっと受け取れるという安心も得られます。

このように、年金は様々なリスクをヘッジする保険機能を

有しています。

数理職員は、数字だけでは分からない公的年金制度の本質も理解しながら、公的年金の魅力も伝えていきます。

企業年金・個人年金課 —企業年金制度の改善—

1 企業年金とは

企業年金の制度には、大きく分けて確定給付型の制度と確定拠出型の制度があります。

確定給付型の制度は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度です。この決まった給付を賄えるように掛金額を算定し、この掛金額を基本的には事業主が負担する仕組みです。また、例えば資産の運用状況が思わしくなく、決まった給付に対して積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせるなど運用等のリスクを主に事業主側が負うことになります。

一方、確定拠出型の制度は、あらかじめ拠出する掛金の額が決まっている制度で、この決まった拠出額とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される仕組みです。運用の結果が思わしくない場合でも、事業主の追加拠出はなく、加入者の給付が減少することになります。つまり、運用等のリスクは加入者側が負うことになります。

2 収支相等の原則

数理職員は、特に確定給付型の年金に関する業務に携わっています。その理由として、確定給付型年金では、給付などの将来予測に基づき、給付の財源が確保できるよう、年金制度の運営をする必要があることがあります。

これを、年金制度の基本的な原則である、収支相等の原則

を用いて説明すると以下のとおりとなります。

収支相等の原則とは、 $\text{〈積立金〉} + \text{〈掛金収入現価〉} = \text{〈給付現価〉}$ 、が成り立つことを言います。現価というのは、現在の価値を表し、掛金収入現価と給付現価はそれぞれ、将来にわたって拠出される掛金額又は支給される給付額の現在の価値の総和を表します。



この収支相等の原則に当てはめると、確定給付型の年金では、一定の前提を基に〈給付現価〉が見込まれ、現状の〈積立金〉から〈掛金収入現価〉が求まり、掛金が算定されることとなります。

掛金の計算は、日本アクチュアリー会が実施する試験又は日本年金数理人会が実施する試験に合格した、いわゆるアクチュアリーと呼ばれる人が適正な年金数理に基づいて行うこととされており、実際の数理職員の業務においては、アクチュアリーの人々と意見交換などを行うこともあります。

事業企画課調査室 —事業統計の作成—

調査室では、厚生年金保険・国民年金の事業実績をとりまとめた統計資料を作成しています。公的年金制度はとて多くの人々に関わる制度のため、その事業を行っていく中で蓄積された膨大なデータが存在します。この膨大なデータを単に羅列するだけでは、複雑すぎて利用することが難しく、役に立たないデータとなってしまいます。一方であまりに大雑把な統計資料だと、年金制度の詳細な理解には役立ちません。そのため、簡素すぎず、かつ複雑すぎない統計資料を公表するよう心がけています。

また、社会情勢の変化に応じて行われる、公的年金制度の改正の効果を計測することも重要な仕事です。制度改正が統計数値に与える影響を分析することや、統計数値によって制度改正の効果を可視化することが求められます。データが膨

大ゆえ、機動的に変更を行っていくことが難しいので、計画的に統計システムの改修等も考えながら、日々検討を重ねています。

